

氏名(国籍)	マヘソル ダカール (ネパール)		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	博甲第5000号		
学位授与年月日	平成21年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	生命環境科学研究科		
学位論文題目	Pricing Effects on Equitable Distribution of Forest Products and Livelihood Improvement in Nepalese Community Forestry (ネパールのコミュニティ林業における林産物の公平な分配と生活改善に与える価格設定の影響)		
主査	筑波大学教授	農学博士	増田美砂
副査	筑波大学教授	農学博士	成田雅美
副査	筑波大学教授	農学博士	餅田治之
副査	筑波大学教授	農学博士	佐藤政良

論文の内容の要旨

ネパールのコミュニティ林業は山地における慣習的な林野利用に端を発し、1970年代より政策として取り入れられるようになって低地にも拡大した。2006年現在、森林の約20%に適用され、森林局によって承認された規約と施業計画にしたがって、コミュニティ林利用者グループ(CFUG)が森林経営を行う。日常的な決定はCFUGによって選出された経営委員会が行い、重要事項は総会で決定する。

本研究は、まず山地の自給モデルが商業樹種の豊富な低地に適用されたときにどのような問題が生じるのかに着目した。2000年以降増えてきたCFUGを対象とする研究の大半は山地を対象としているが、そこでも土地や飼養家畜頭数などにおける差がコミュニティ林業からえる非木材林産物の差に関係することが指摘されていた。低地では経営委員会が木材の生産、加工、販売まで行っている。そこで本研究は低地のコミュニティ林業における木材生産を通じて、公平性と持続性が担保されているのか、また地域住民の生活改善に貢献しているのかを事例をもとに明らかにした。

森林資源や設立年という条件を揃えて選んだ4つのCFUG(以下、C, S, K, Dグループ)のどれにおいても、木材を市価の3分の1前後の価格で構成員に販売していたが、方法は異なっており、①統一低価格(S, D)、②貧富の差による差別価格(C)、および③購入量による差別価格(K)を適用していた。①は生産コストに近い低価格での販売、③は購入量が多いほど単価を高くするという方式である。しかし購入量の差に関するジニ係数(0.33~0.53)の差は、①~③の方法には対応していなかった。全体に共通する問題として、購入量の違いはウェルスランキングの結果を反映し、豊かな世帯ほど多量を購入したということが明らかになった。

Cグループは、2006年には①を適用していたが、2007年には②の方法に変えた。そこで両年の変化をみると、②に変えたあとの方がジニ係数はわずかに下がり、豊かな世帯の購入量と貧しい世帯の購入量の差は減少した。しかし階層ごとにみた平均購入量を平準化させるには至らなかった。すなわち、購入量にみる差は、購買力の差によるものだけでなく、木材の需要量の差にも起因することが示唆された。

次に①～③と④市価を適用した場合について SWOT 分析を行ったところ、いずれの方法にも利点と欠点、あることがわかった。購入量の差が購買力によって決定されるなら②、需要によって決定されるなら③の方法が妥当となるが、実際にはその両者の要素が混在している。④はコミュニティ収入を増大させるとともに資源を節約するという利点があるものの、事例に限らず、実際にはどの CFUG も採用していない。自給モデルのコミュニティ林業では、構成員全員が生産者でありかつ消費者であるが、低地では生産プロセスが CFUG から分離し、CFUG は消費者としての決定を行っているといえる。ところが低い価格設定はコミュニティ収入を減じ、コミュニティ林業が果たすべき生活改善という機能を損ねているといえよう。

審 査 の 結 果 の 要 旨

発展途上国の多くが、政府や伐採企業による森林経営に失敗したのち、コミュニティ林業を導入し、援助団体もそれを奨励している。本研究は、森林にかかわる権限委譲がもっともすすんでいるとされるネパールのコミュニティ林業において、権限委譲の次に生じうる問題を提起しているという点の新規性が評価された。また既往研究の大半が、市場へのアクセスに欠き、自給的色彩の強い山地を対象としているのに対し、入植者によって社会が構成され、商業伐採の行われている低地に着目したことによって、東南アジアなど他地域にも応用しうる結果を導いている。

本研究は、近年の政治的混乱により、その存在が知られているのに比して現地調査による研究蓄積の少ないネパールの林野管理について、貴重な情報をもたらしている。加えて、今後多様な方向に研究が発展しうる可能性を有しており、その点もまた評価の対象となった。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。